一　名称及び記号　国庫短期証券（第百四十六回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格競争入札発行　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額　イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千四百九億千万円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千四百九十億円

七　払込金額　イ　価格競争入札発行　四兆四千三百九十六億二千九百七十一万四千百円

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千四百八十八億九千九百四十八万八千円

八　最低額面金額　千万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年十月二十五日

十一　イ　発行価格　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘以上のそれぞれの応募価格

ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭一厘二毛

十二　償還期限　平成二十三年一月三十一日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

十三　償還金額　額面金額百円につき百円

十四　元金支払場所　日本銀行

十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

十六　払込期日　平成二十二年十月二十五日

○国土交通省告示第千三百六号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十二年十一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　登録年月日　平成二十二年十月二十日

二　登録番号　Ⅰ第十四号

三　氏名又は名称　株式会社住宅新報社

四　住所　東京都港区西新橋一丁目四番九号

五　法人である場合の代表者の氏名　中野　博義

六　登録実務講習を行う事務所の名称　株式会社住宅新報社

七　登録実務講習を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋一丁目四番九号

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十二年十月二十日

○国土交通省告示第千三百七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十一月四日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

第1　起業者の名称　国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

第2　事業の種類　一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）」］（京都府京都市西京区大枝沓掛町地内から同区大原野南春日町地内まで及び長岡京市奥海印寺三ツ尾地内から同市奥海印寺駿河田地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第3　起業地

1　収用の部分　京都府京都市西京区大枝沓掛町、大枝西長町、大原野北春日町及び大原野南春日町地内

京都府長岡京市奥海印寺三ツ尾、奥海印寺西代、奥海印寺鈴谷、奥海印寺片山田、奥海印寺原田、奥海印寺高山、奥海印寺荒堀、奥海印寺向イ山、高台一丁目、奥海印寺新郷、奥海印寺火ノ尾及び奥海印寺駿河田地内

2　使用の部分　京都府京都市西京区大枝沓掛町、大枝西長町、大原野北春日町及び大原野南春日町地内

京都府長岡京市奥海印寺三ツ尾、奥海印寺西代、奥海印寺鈴谷、奥海印寺片山田、奥海印寺原田、奥海印寺高山、奥海印寺荒堀、奥海印寺新郷、奥海印寺向イ山、高台一丁目、奥海印寺新郷、奥海印寺火ノ尾及び奥海印寺駿河田地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、京都府京都市西京区大枝沓掛町地内から京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字一丁田地内までの延長9.83kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）」］及びこれに伴う市道付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、一般国道478号新設工事［有料道路「京都縦貫自動車道（京都第二外環状道路）」］（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業に該当し、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社による合併施行事業であるところ、一般国道の新設は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当し、また、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路の新設は、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定（以下「協定」という。）に基づき、西日本高速道路株式会社が国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、本件事業について平成18年3月31日付けで西日本高速道路株式会社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と協定を締結し、同日付けで国土交通大臣の許可を受けていることなどから、起業者である国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社は、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

一般国道478号（京都縦貫自動車道）（以下「本路線」という。）は、京都府宮津市を起点とし、舞鶴市、綾部市、南丹市、亀岡市、京都市、長岡京市、八幡市等を経由して同府久世郡久御山町に至る延長約100kmの自動車専用道路である。